

# 金融商品の販売に係る勧誘方針

## 投資勧誘の定義

---

当社における投資勧誘とは、特別目的会社等が不動産信託受益権を販売等する際若しくは匿名組合出資の募集等を行う際に、その販売等若しくは出資を勧誘することです。

## 投資勧誘基本方針

---

当社は、お客様の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握したうえ、お客様の意向に適合した投資勧誘に努めます。

## 取扱商品の説明

---

当社は、商品をお勧めするに当たっては、お客様の知識・経験・投資目的等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めております。

## 法令諸規則の遵守

---

勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位に徹します。

## 知識技能の修得・研鑽

---

当社の役職員は、お客様の期待と信頼を裏切らないよう、常に知識技能の修得・研鑽に努めております。また、法令等を遵守し適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めております。